郡なる七尾邊は、内海の陸地に入ること咽喉甚だ不徹底なるを発れぬ。一説に、今の鹿島 門といひ、速來之門といふが如きを例とする 義なりとし、瀬戸といひ、湊といひ、速吸之 名づけたのを、やがて一國の名に負はせたの 其の國の地形によるものであらうとするが、 れたもので、古語のノに長き意があるから、 渡の義であるとし、ノトは佐渡に對して呼ば る異説を生じてゐる。古史通には、トを以て が、而もノの語義が明らかでないから紛々た んとするものは、皆トを以て流水出入の所の あつた。それは能管が伊豆と同じくアイヌ語 定しようとするが如きは、皆一の好詼謔とし 名義考の能登は吞所か吞門かといへる説を肯 る歌は、萬葉集に見えたり。』というて、諸國 あり。熊木酒屋の歌及び僧清見へ能登酒を送 であらうといひ、越登賀三州志に、『今鹿島郡 の如くであるから、此の郡を古へは能登郡と ち地先を示す言葉として用ひられてゐるとの は能典 Noaton (遼史卷一百) であつて、先即 報第六册に、能管が満洲語の能管又は能管又 無いとするものがある。又佐伯好郎は東方學 にアイヌ語であると斷じ得べきものは一つも る。しかし他の學者は、奥羽以外の地名で確 で、半島を意味するものであるとしたのであ 義を解かんとするものには、嘗て志賀矧川が て之を聽くべきである。又國語以外に能登の に大吞郷あり。羽咋郡(鹿島郡の誤)に酒井保 説をなしてゐる。 能登の語義に就いて、國語を以て釋か

衛佐板振錬束を船師として送らしめた。既に使王新福の歸轄しようとした時、朝廷は左兵使王新福の歸轄しようとした時、朝廷は左兵

並びに入唐學問俗戒融優婆塞がこの舟に搭乘 弓・その妻高氏・男廣成・綠兒一人・乳母一人、 と。乃ち内弓の妻・綠兒・乳母・優婆塞の四人 又この優婆塞衆人と異にして一食敷粒なれど 手波の没する所となつた。時に鎌束議してい したが、海上颶風に遭うて方に迷ひ、舵師・水 冠を以て酬いようと祈り。十數日漂流の後に 平安に國に到るを得れば必ず朝廷に請うて錦 を捕へ、水手をして悉く海に投ぜしめた。し も飢ゑぬ。風漂の災必ず此に由るであらう ふ。今異方の婦女の船上に在るのみならず、 ど疑を容れぬ。 罪により、十月六日勘當して獄に下された。 を授け、その冠の製は錦を表とし絁を裏とし、 名づけて能登といひ、宿禱によつて從五位下 かも風勢尙强かつたので、幸に船鑢に頼つて して鎌東の任を終へて歸るや、 く、隨つてその發航も能登からしたことは殆 0 蓋しこの船に能登を以て名づけたことは、そ 紫紐を纓とし、而して鎌東は人を海に投じた 隠岐の國に着した。是を以て八月十二日船を 能登に 於いて 建造せられたに よるなるべ 我が學生高內

の田地の字・反別・作人等が載せられ居る。

册は外題に惣合回納帳、卷初に一宮惣分目帳、

册は一宮社務職御年貢米銭納帳とあり、一

卷尾に享禄四年七月吉日と記され、共に社有

ノトイククニタマヒコジンジヤ 能登生國王比古神社 鹿島郡金丸に在る。式內等舊社部多食倉長命也。故今群』多食倉社。』と見える。大日本史神祇志には、多食倉長は多氣倉をの誤で、高倉彦と同神であらうとの説を立で、高倉彦と同神であらうとの説を立さか社ばあるが、それはもと氣多本宮と稱したもので、式內等舊社記にも式外の舊社であるとしてゐる。

一/宮年貢納帳 二冊。羽咋郡氣多神社藏。 正比古神社 →ケタホングウ 気多本宮。 ノトイチノミヤエンギ 能登一,宮縁起一冊。羽咋郡氣多神社の縁起であるが、後世一冊。羽咋郡氣多神社の縁起であるが、後世

たものであつて、著者は不明である。 邑知潟南岸を敷波に出で、廿九日金澤に歸つ添うて三崎に出で、更に內浦を七尾に向かひ、添りて三崎に出で、東に內浦を七尾に向かひ、

て るものは半島を横斷し、子浦・飯山・鹿島郡高 餘と測られた。又羽咋郡敷浪から東北に折れ 橋・大谷・高屋・折戸・川浦・狼煙・寺家で、 を外浦往來といひ、正保四年の調査によつ 惣領・名舟・大川・時國・珠洲郡仁江・片岩・ 磯·深見·五十洲·皆月·大澤·赤崎·鵜入·輪島· 赤崎・鹿頭・前濱・鳳至郡劔地・藤濱・黒島・鹿 生神・七海・富木・中濱・相神・風戸・風無・千浦 川尻·町·安部屋·上野·百浦·赤住·福浦·牛下· 至り、直に北行するものは敷波・柳瀬・新保・ 咋郡発田·北川尻·米出·今濱·宿を經て敷浪に 高松を過ぎて初めて國境に達する。次いで羽 入るには、河北郡津幡で北陸道から分岐し、 畠・二宮を經て東海岸の所、口に出で、それよ 粟生·兵庫·羽咋·一宮·瀧·柴垣·大島·大念寺· ノトカイドウ 能登街道 國境から寺家に至るまでを廿七里廿二町 加賀から能登に 之 長

明孫民・田鶴濱・白濱・鹽津・築梁・中島・外・原至郡曾福・鹿島・根木・志。浦・乙、崎・鵜島・穴波・前波・宇加川・古君・鵜川・七海・矢波・波並・藤波・宇出津・珠洲郡羽根・小浦・眞脇・小木・藤波・白丸・九里川尻・松波・戀路・鵜島・横側・宇治・森腰・栗津を 通過して 寺家に 遠する。その所、口より 寺家に至るまでを 内浦徃本といひ、亦同年の計算によつて廿二里十五 可餘と定められた。

ノトガハ 能登川 →ナガソガハ 長舎川。 ノトカハナカミョウジンジヤ 能登河中明神社 鹿島郡德前に在つて、今は能登河中明社、朝日庄内德前村鎮座。祭神國造始祖彦狭島命。社地能登川河上也。故古來稱: 能登河中明神高。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。京井筒屋庄兵循板。前卷には元祿十二次書。

ノトガマ 能登釜 一册。七尾の俳人提要著。京井筒屋庄兵衞板。前卷には元祿十二衣要着中鳳下童言水の序、涼風軒提要の自序があつて、諸家の發句を集め、元祿十二己卯年中春下旬應々翁方山の跋を加へ、下卷は主として附合で、元祿己卯花晚中旬吟花堂晚山の跋を附する。

ノトガマ 能登釜 原至郡中居に産するものを能登釜・能登鍋といひ、越中高岡の岡釜・ 藤原明衡の新猿樂記・玄恵法師の庭訓往來に のを能登釜・能登鍋といひ、越中高岡の岡釜・

その能登入國の次第が僅かに記されて、直に 一十 の能登入國の次第が僅かに記されて、直に 一十 の能登園